

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2025年12月1日現在

～2025年12月31日

2026年1月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

附則 (令和7年11月25日 CNSデ第000400008343-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、本規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日を契約移行日として、当社のX Managed Network and Security 利用規約の規定により締結する同表の右欄の契約に移行したものとします。

SDPFサービスに係る契約

別冊（サポート）に定めるProfessional Support Services (PSS) に係るるもの

そのプラン等がネットワークに係るものの

当社が提供条件書等に基づきネットワーク＆セキュリティタイプとして提供するサービスに係るものの

X N S 契約

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。